

# 令和3年度社会福祉法人の指導監査（結果）について

柳川市は、令和3年度に所轄の社会福祉法人20法人のうち7法人に対し指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

## 【指導監査実施状況】

文書指摘 法人数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)	口頭指摘 件数	助言件数
7法人	25件	法人運営 18件 事業 1件 管理 6件	5件	2件

※文書指摘 指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

※口頭指摘 指摘基準に該当するものであっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

※助言 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

## 【主な文書指摘事項】

### I 法人運営

- ①法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載すること。
- ②法人が行う社会福祉事業内容の変更について、定款変更を行うこと。
- ③理事の欠員について、速やかに補充すること。
- ④評議員の選任について、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任されたことが確認できるように、評議員選任・解任委員会の議事録（もしくは資料）に明記すること。
- ⑤理事の選任について、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として選任されたことが確認できるように、評議員会の議事録（もしくは資料）に明記すること。
- ⑥監事の選任について、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理に識見を有する者」として選任されたことが確認できるように、評議員会の議事録（もしくは資料）に明記すること。
- ⑦評議員及び役員として選任された者が就任を承諾した時点での就任承諾書を徴すること。

- ⑧評議員及び役員を選任について、各候補者が欠格事由に該当していないか、各評議員及び役員と相互に親族その他の特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認するための書類等（履歴書・誓約書等）を徴すること。
- ⑨評議員会（理事会）の決議について、特別の利害関係を有する評議員（理事）が議決に含まれていないか決議の前に各評議員（理事）に対し確認を行うこと。
- ⑩評議員会の日時・場所に加え、議題についても理事会で決議し、その旨を議事録に明記すること。
- ⑪評議員会・理事会の招集通知は、定款の規定に基づき、会議の1週間前までに発出すること。
- ⑫理事長は、定款の規定に基づき、職務の執行状況を理事会で報告し、その旨を議事録に明記すること。
- ⑬理事会・評議員会の決議の省略を行った場合も、議事録（記録）を作成すること。
- ⑭定額の費用弁償は事実上の報酬に該当する可能性があるため、報酬として定款・報酬規程の整理を検討すること。

## II 事業

（社会福祉事業に関すること）

- ①社会福祉事業の用に供する不動産において、法人が所有権を有していない土地の一部について、所有権移転の手続きを行うこと。

## III 管理

（会計管理に関すること）

- ①経理規程に財務諸表・附属明細書・勘定科目・補助簿の名称を明記すること。
- ②経理規程に事業区分、拠点区分、サービス区分を明記すること。
- ③統括会計責任者、会計責任者及び出納職員について、経理規程通り理事長が任命すること。
- ④契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すること。